

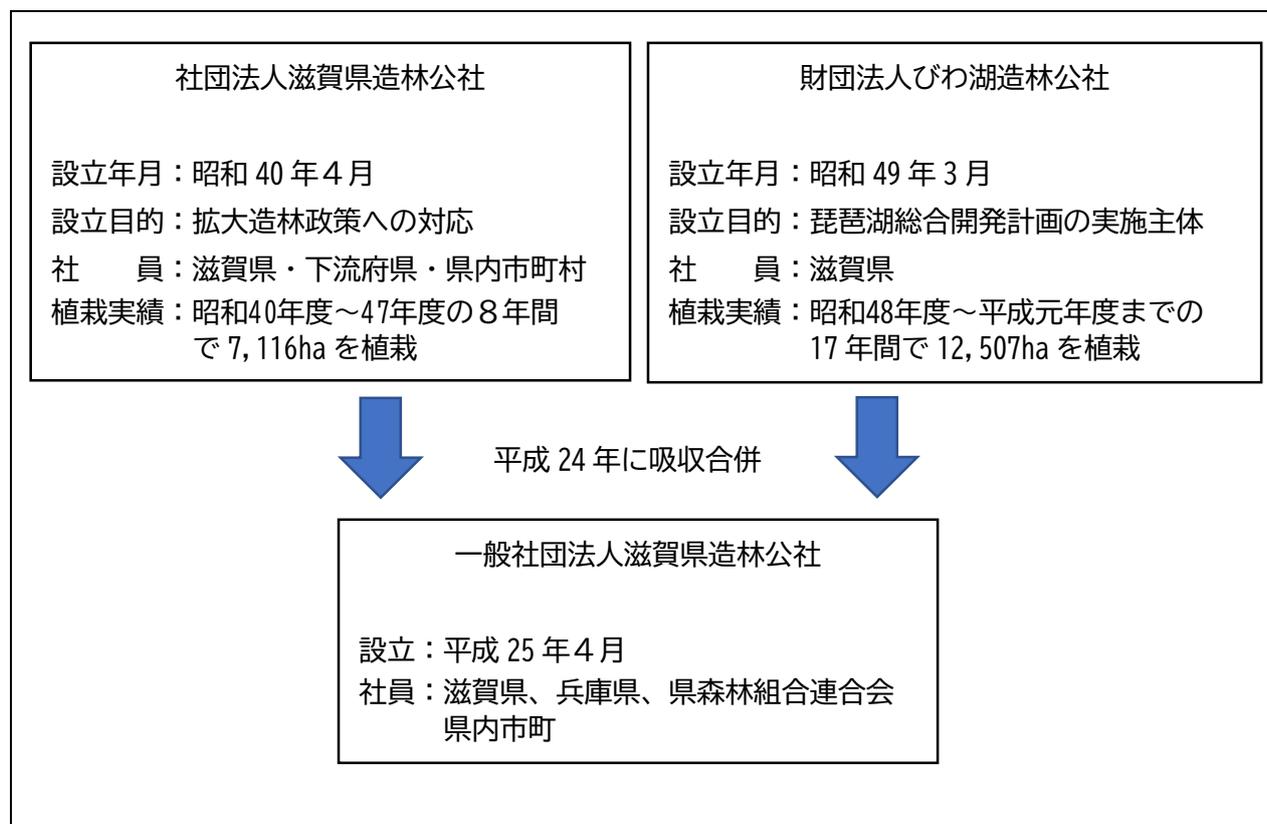
一般社団法人滋賀県造林公社の概要

1 設立経緯

昭和 30 年代、経済成長に乗って、建築用材やパルプ用材の需要が急速に増大。木材供給力を長期的に高める方策として、スギなどの植林が全国に進められた。また、近畿圏においてもこの時期から産業が著しい発展を遂げ、地下水の汲み上げを禁止。そこで、代替水源として琵琶湖・淀川の水資源が注目された。

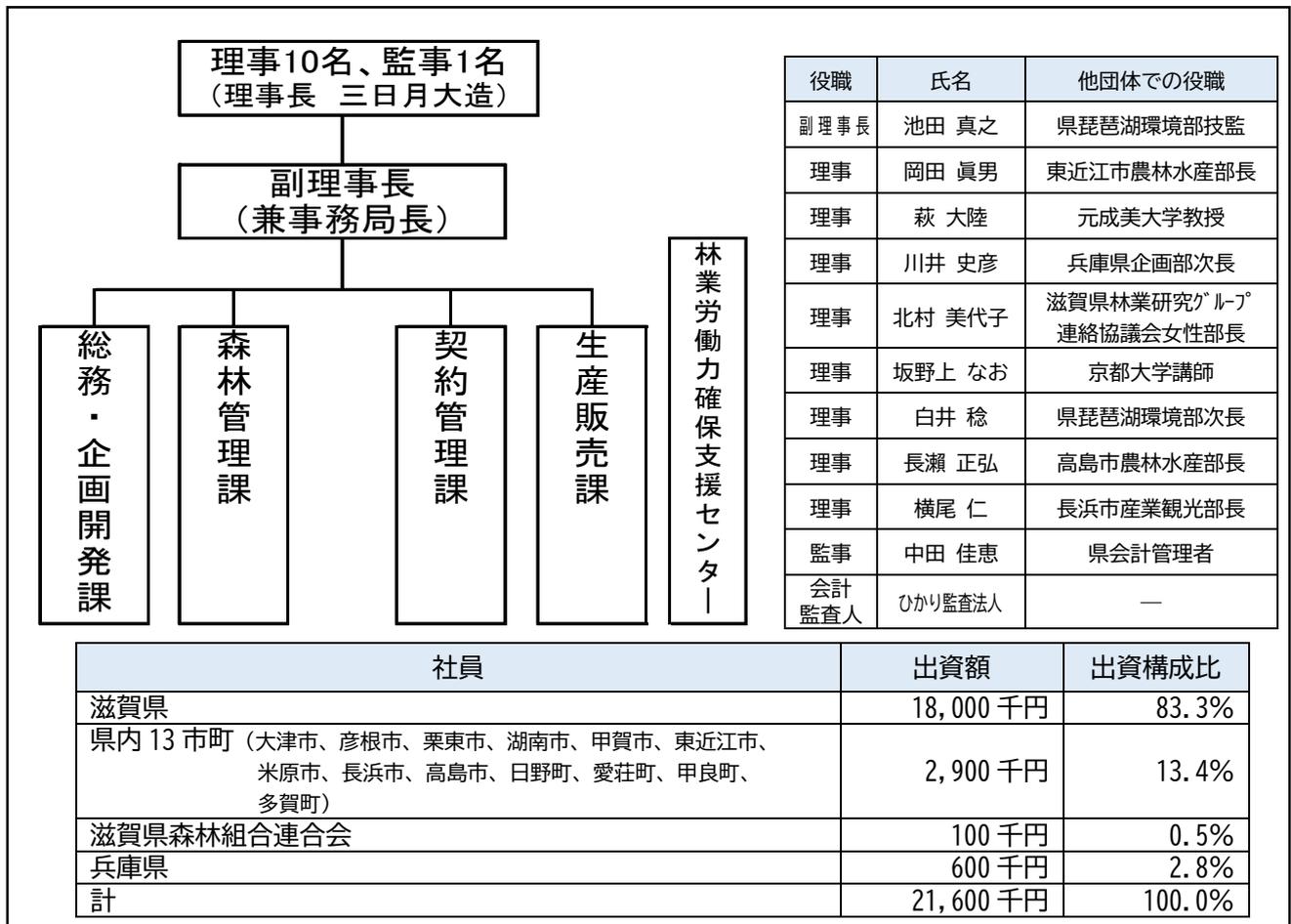
こうした時代背景や国が制定した分収造林特別措置法に基づく拡大造林政策への対応のため、昭和 40 年に社団法人滋賀県造林公社が、昭和 49 年に財団法人びわ湖造林公社が設立され、これまでの間に県内に約 2 万ヘクタールの森林を造林し、琵琶湖の水質保全および県内森林の水資源涵養機能の維持・向上に重要な役割を果たしてきた。

その後、特定調停を経て、平成 24 年に社団法人滋賀県造林公社が財団法人びわ湖造林公社を吸収合併し、平成 25 年に一般社団法人滋賀県造林公社（以下「造林公社」という。）と改められ、今日に至るまで、分収造林事業の実施主体として運営が行われている。



2 組織（令和5年4月1日現在）

造林公社は、4課1センターで構成されている。滋賀県知事を理事長とし、常勤役員1名を含む理事10名および会計監査人、職員23名で事業を実施している。



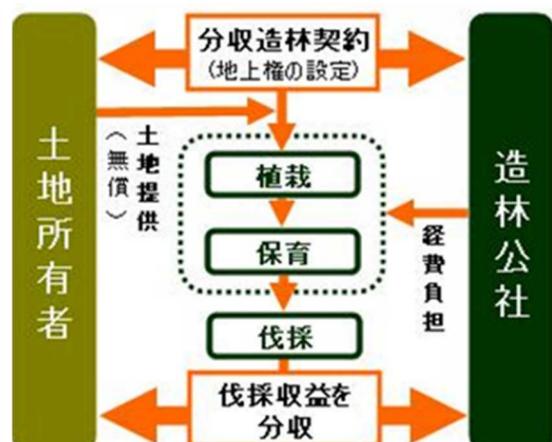
3 設立目的・事業

【設立目的】

琵琶湖周辺の森林の水源かん養機能を高め、森林資源を造成し、あわせて農山村経済の基盤の確立、及び民生の安定、社会福祉の向上に寄与すること（造林公社定款から抜粋）

【事業】

- ・分収造林事業及び分収育林事業
- ・林業労働力の確保及び育成に関する事業
- ・森林づくりの推進に関する事業
- ・森林・林業に関する調査等の受託に関する事業
- ・その他公社の目的達成のために必要な事業



4 造林事業

昭和30年代からの高度経済成長期において、木材の需要が大幅に増加することが見込まれるなかで、全国で森林造成を進めるべく拡大造林政策が国により推進された。林業公社は、この拡大造林政策に沿って全国的に設立が進められた。以降、森林所有者による自主的整備が進まない森林整備の担い手として、地理的条件が悪い山間地において計画的に造林を進め、県下の森林資源の充実と地域の雇用や経済の振興に一定の役割を果たしてきた。造成した森林の公益的機能を、日本学術会議が算出した森林の評価額の手法に準じて試算すると、381億円となる。



20年後



<造林事業による成果>

- 森林造成が進みにくい山林所有者に代わり、19,600haの森林を造林。
- 造林公社が造成した森林は、県下の人工林面積の約25%になる。
- 就労機会の少ない県内農山村地域に森林整備事業を通じた継続的な雇用創出

公益的機能評価額<森林資産面積：13,645ha>

(単位：百万円)

公益的機能	評価額	ha 当たり評価額
二酸化炭素吸収機能	673	0.0493
化石燃料代替機能	123	0.0090
水資源貯留機能	4,748	0.3480
洪水緩和機能	3,514	0.2575
水質浄化機能	7,950	0.5826
表面浸食防止機能	15,349	1.1249
表面崩壊防止機能	4,586	0.3361
保健・レクリエーション機能	1,225	0.0898
合計	38,167	

6 経営状況

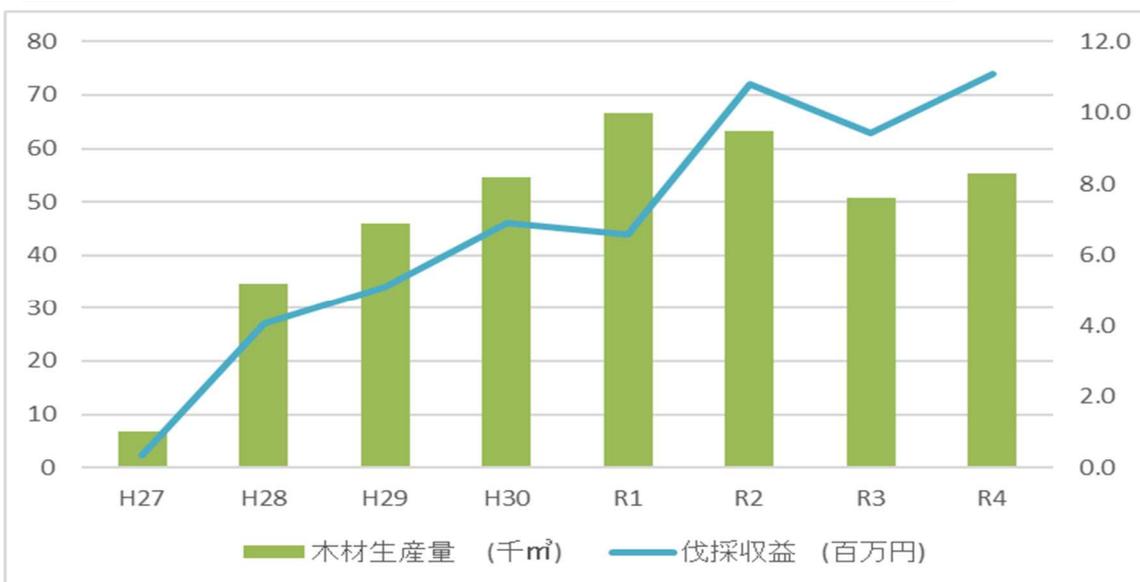
造林公社の経営は、主に分収造林事業による伐採収益およびJ-クレジット販売収入、受託事業収入等の収益により、運営に必要な経費および伐採費用等を賄っている。ウッドショックによる木材価格の高騰や本格伐採を開始した平成27年度以降、順調に木材生産量を伸ばすことで、現在2期連続での黒字決算となっている。

貸借対照表では、約779億円の森林資産が資産の約99%を占めている。また、固定負債が負債の約99%を占め、その主な内訳は、分収造林事業損失引当金が約596億円、社員借入金が約185億円という状況となっている。

森林資産は、「林業公社会計基準」に基づき、植林、保育等のこれまでの森林整備に要した投下経費から借入金や補助金等の森林整備に係る収入を控除することで算出されている。

<参考> 本格伐採開始（平成27年度）以降の木材生産量および伐採収益の推移

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
木材生産量 (千 m^3)	1.0	5.2	6.9	8.2	10.0	9.5	7.6	8.3
伐採収益 (百万円)	2	27	34	46	44	72	63	74



<参考> 貸借対照表（令和5年3月31日現在）

（単位：千円）

資産	78,416,633	負債	78,296,067
流動資産	305,634	流動負債	29,741
固定資産	78,110,999	固定負債	78,266,326
（特定資産）	206,203	正味財産	120,566
（森林資産）	77,902,463	（指定正味財産）	10,000
（その他）	2,333	（一般正味財産）	110,566
資産合計	78,416,633	負債・正味財産合計	78,416,633

分収造林事業

1 分収造林事業とは

戦後の著しい経済成長に伴う木材需要の急激な増大に対処するため、昭和 33 年制定の分収造林特別措置法に基づき実施する事業。木材の売却収益から一定割合を受け取ることを前提に、山林所有者から土地の提供を無償で受け、所有者に代わって造林者が造林を行い、木が大きくなって売れたときに、あらかじめ決めた割合で木材の売却収益を所有者と分け合う仕組みの契約。

<分収林特別措置法>

- ・ 分収方式による造林と育林を促進し、林業の発展と森林の諸機能の維持増進に資することを目的に制定
- ・ 昭和 58 年の法改正により、分収方式による造林または育林の促進を行うことを目的とする一般社団法人または一般財団法人を森林整備法人とする旨の規定が追加。

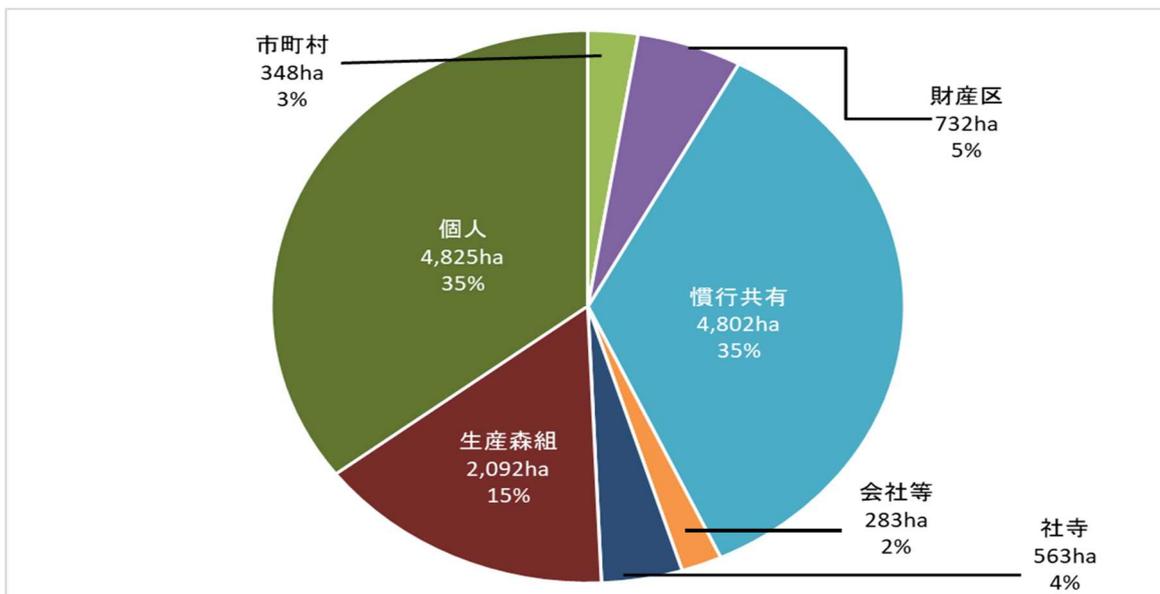
2 契約状況

(1) 概況

	内 容
契約管理面積	13,645ha（スギ:8,294ha、ヒノキ:4,907ha、マツ等:444ha）
契約件数	2,170 件（令和 4 年度末時点）
契約期間	80 年間（30 年間の契約延長に応じていただけた場合）
事業期間	昭和 40 年～令和 50 年まで（103 年間）

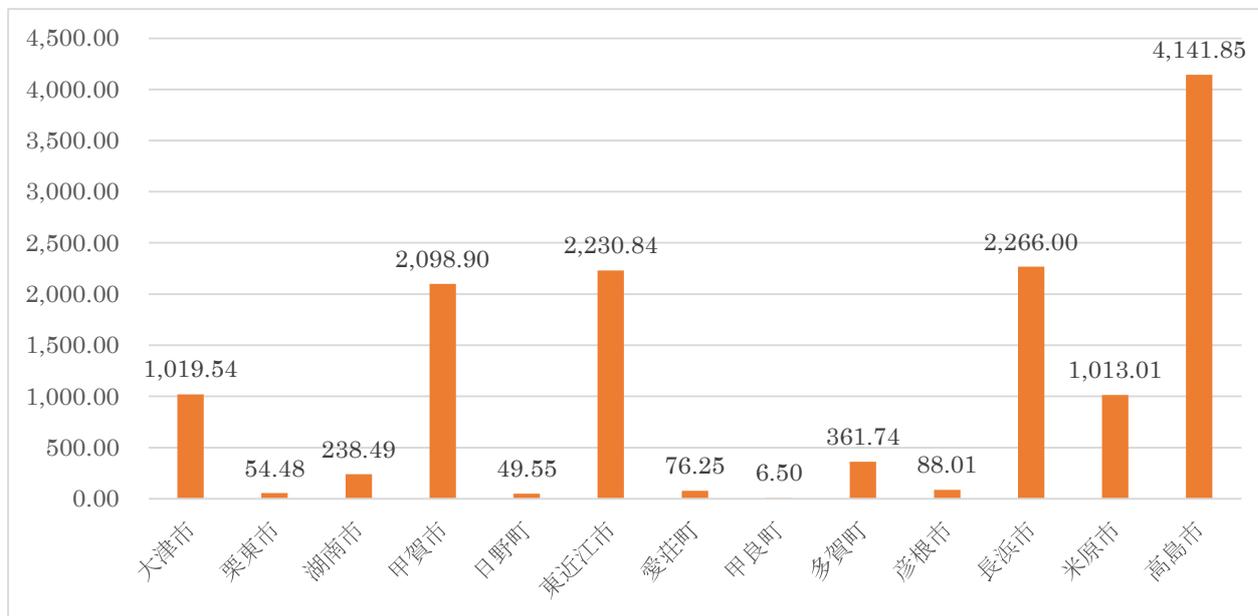
(2) 契約者別管理面積

契約地の所有者は、ほとんどが個人で、共有林と個人所有林を合わせて全体の 7 割になる。



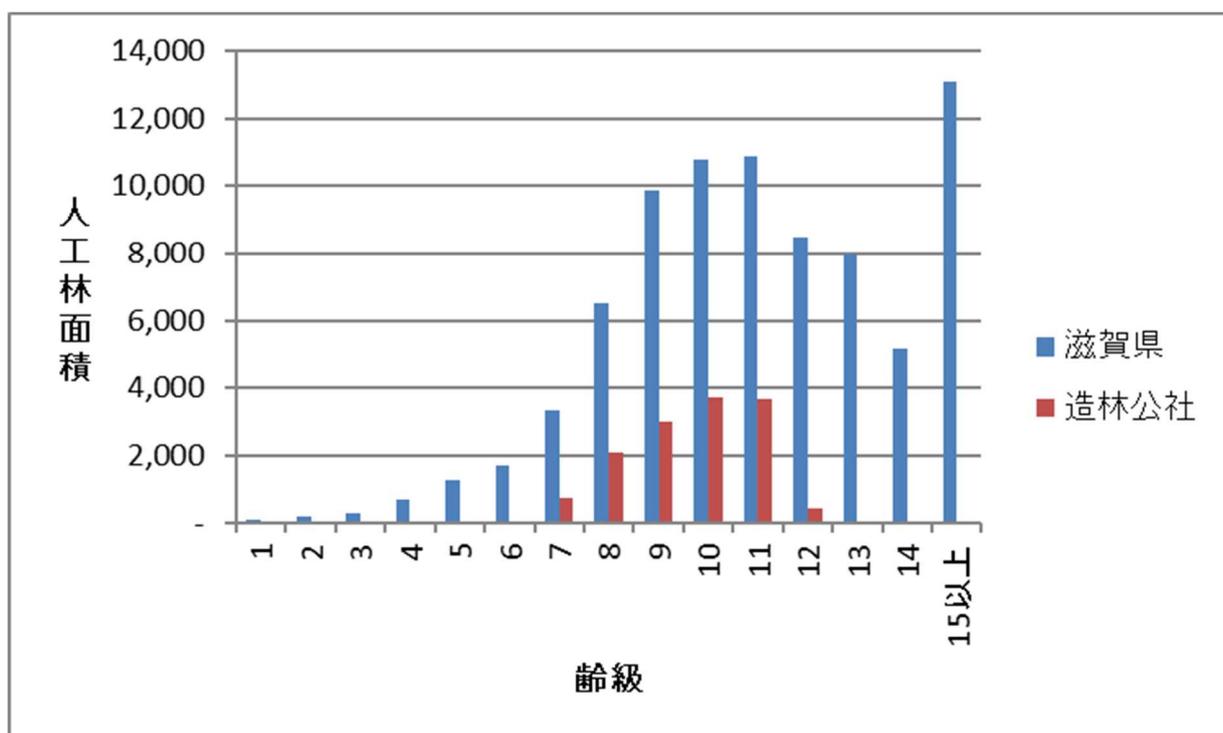
(3) 地域別管理面積

造林公社では、山林所有者や民間事業者では造林が進まないと思われるような山奥や山間地等の条件不利地を中心に造林を行ってきたため、県境の山間地域を市域に持つ大津市、甲賀市、東近江市、長浜市、高島市に事業地が多い。



(4) 林齢別管理面積

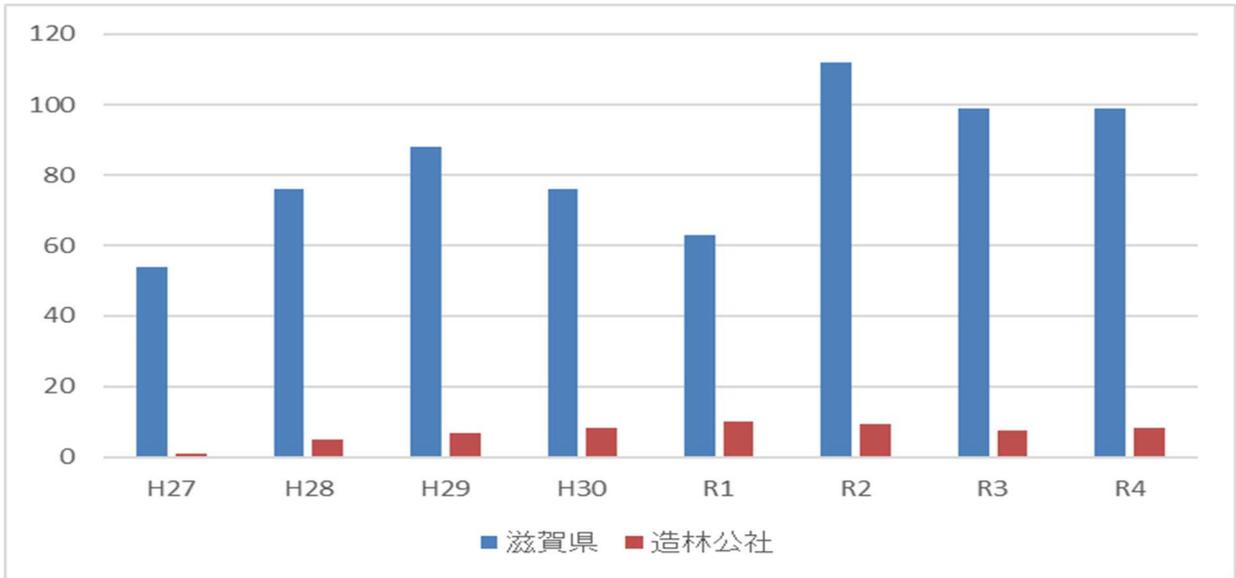
契約管理面積 13,645ha のうち、伐期とされる 10 齢級（46～50 年生）以上の森林が約半分を占め、森林資源の充実が進んでいる。今後、10 齢級未満の森林約 6,000ha が順次伐期を迎えることで、さらに資源の充実が進むと見込まれる。



3 生産活動

(1) 木材生産量

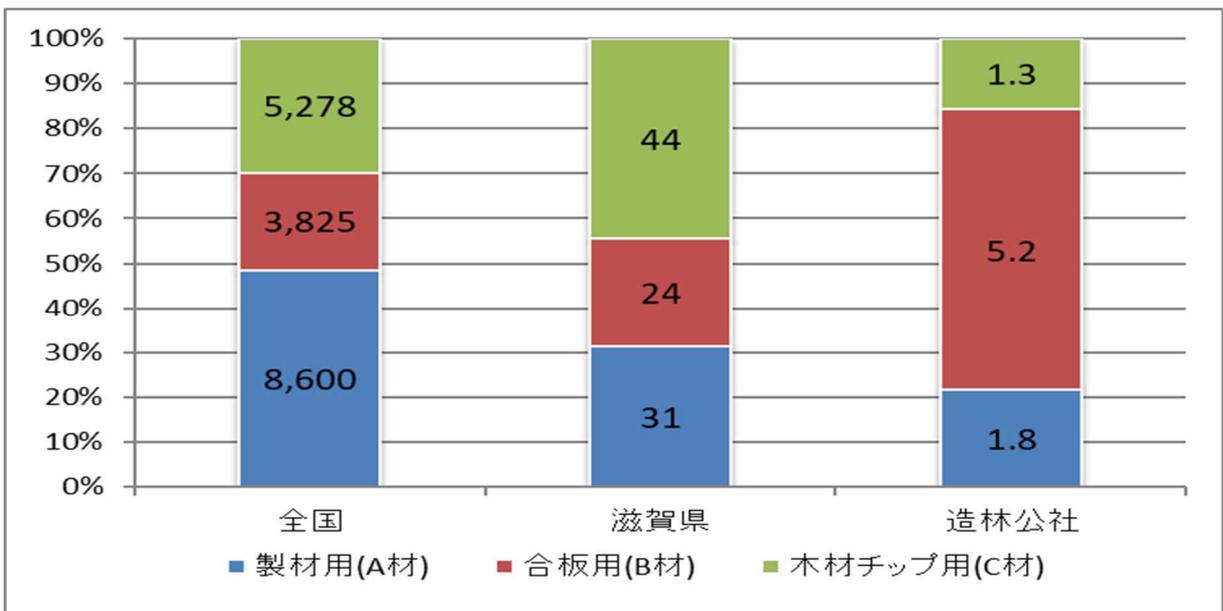
造林公社では、県内木材生産量のおよそ1割程度を担っている。造林公社の木材生産量は、平成27年度の伐採開始以降、順調に増加している。令和5年度には、旧びわ湖造林公社事業地の森林も伐期を迎え、今後、更なる木材生産量の増加が期待される。



(2) 用途別生産量

全国的な傾向としては、A材を中心とした需要が構成されているが、本県では、比較的大規模なチップ業者が県内に所在していること等から、C材の割合が高くなっている。

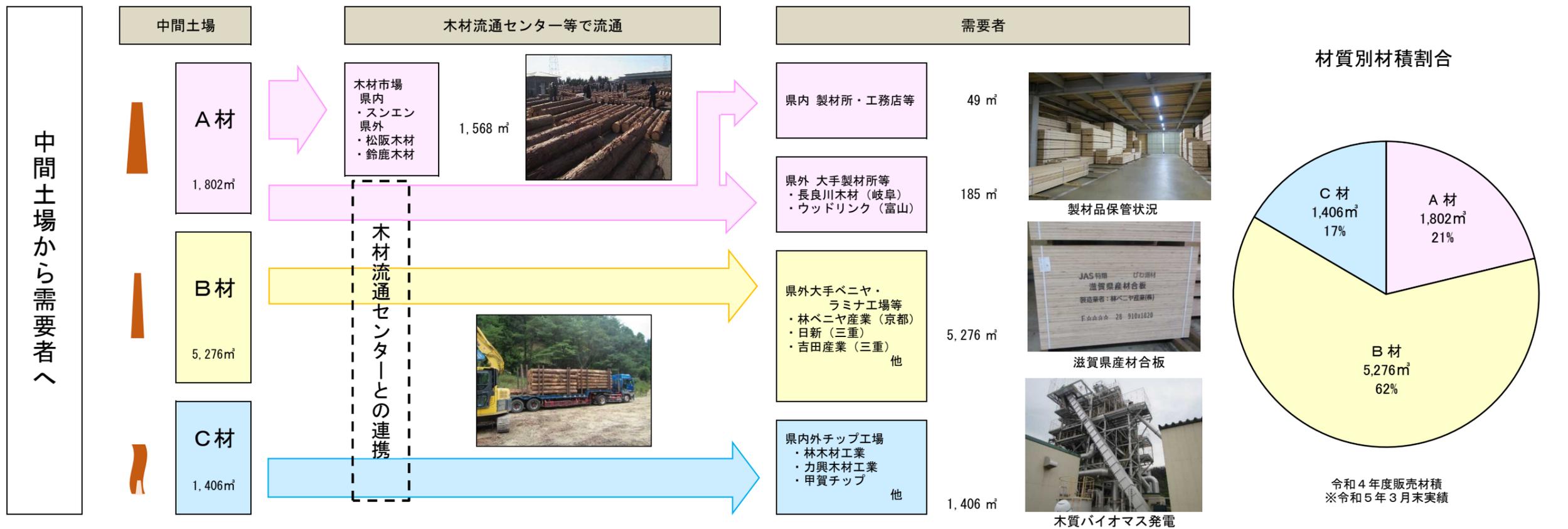
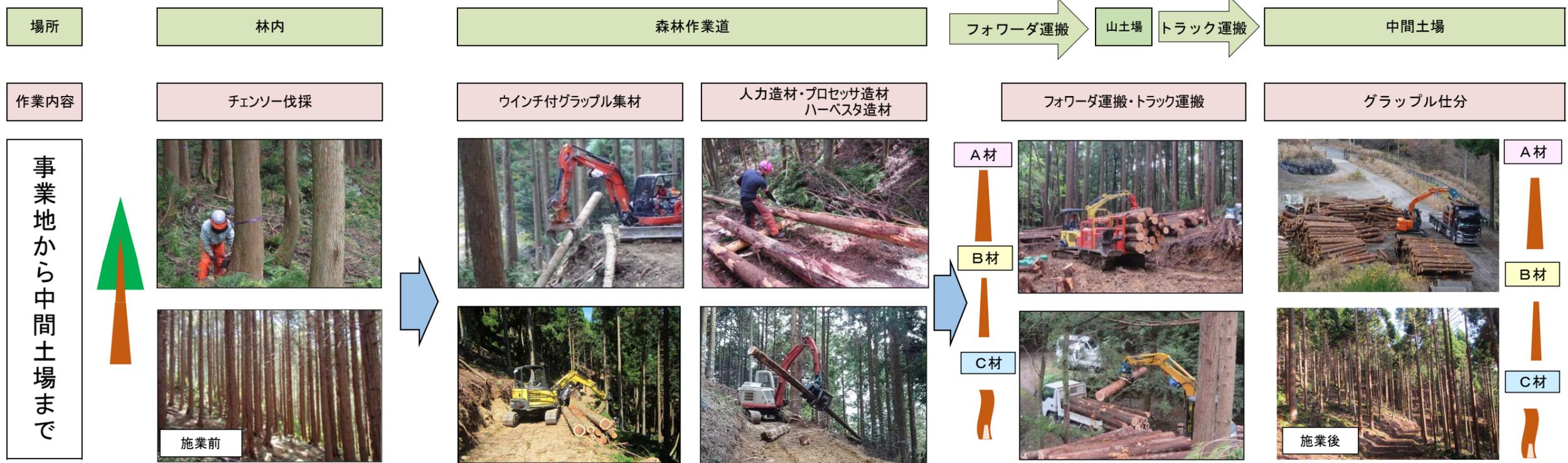
一方で、造林公社では、まとまった事業地から安定的な木材生産が可能であることから、木材流通センターを通じた県外の大規模工場との取引を中心に行っており、B材の割合が大きく、県内の約25%を占めている。



木材流通図（令和4年度）

資料2-3

（一社）滋賀県造林公社



公社林のあり方検討

1 概要

平成 27 年度より本格的な木材生産の期間に移行するにあたり、公社林の保全活用方法について検討するため、平成 30 年度から令和元年度にかけて外部有識者による検討会を設置し、あり方検討を行った。

○ あり方検討委員会

役 職	氏 名	所 属 等
会 長	栗山 浩一	京都大学 農学研究科 教授
副 会 長	石川 知明	三重大学 生物資源学研究科 教授
委 員	川元 麻衣	公認会計士
委 員	高橋 市衛	長浜市伊香森林組合 参事
委 員	檜崎 達也	FOREST MEDIA WORKS (株) 代表取締役
委 員	根縫 徹也	(一社) 滋賀県木造住宅協会 会長 (有) ネヌケン 代表取締役
委 員	山下 直子	森林総合研究所関西支所 主任研究員

○ 検討期間：平成 30 年 11 月 ～ 令和元年 8 月

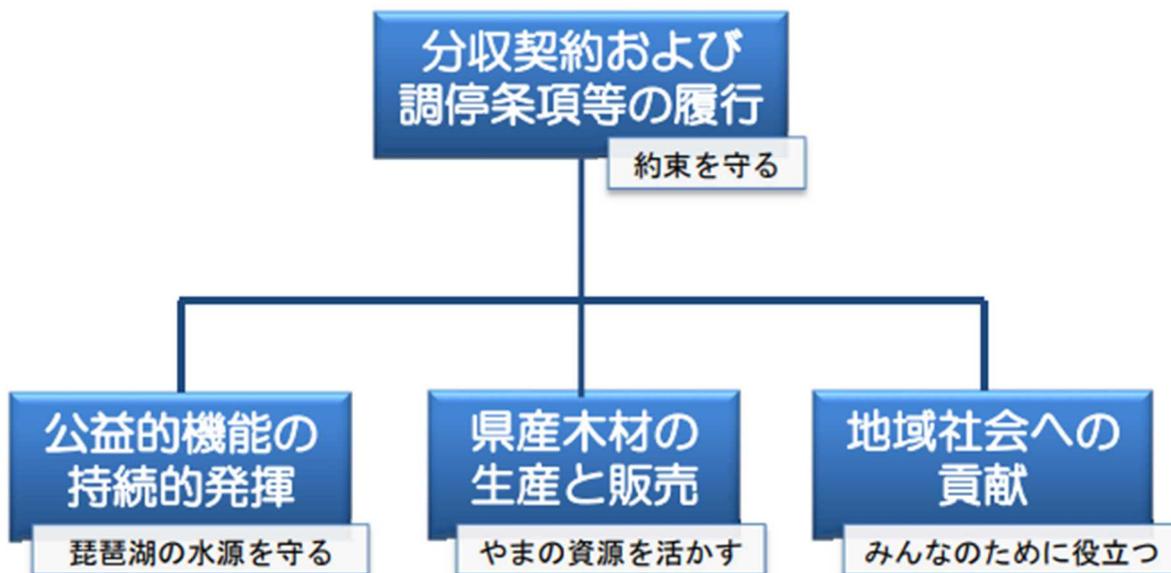
○ 検討会スケジュール

回次	開催日	検討事項
第 1 回	H30.11.15	・ 公社造林の現状と課題①
第 2 回	H30.12.25	・ 公社造林の現状と課題② ・ 現地視察（甲賀市信楽町黄瀬）
第 3 回	H31.3.29	・ 公社林の目指す姿 ・ 公社林の整備・管理 ・ 伐採方法の選択
第 4 回	R1.5.27	・ 効率的な木材生産 ・ 木材の有利販売 ・ 分収契約の変更・解約
第 5 回	R1.7.2	・ 森林の新たな価値の創造 ・ 滋賀の林業成長産業化への貢献 ・ 造林公社の今後の役割と体制
第 6 回	R1.8.9	・ 「公社造林のあり方」に関する取りまとめ（案）

2 公社林のあり方

① 基本方針

検討会の議論を念頭に、現時点では、公社林としての継続が適当であると考え、当面の間は、公社のもとで公益的機能の発揮と伐採収益の確保の両立を目指しながら、公社林の経営管理に対応する。



② 公社林のあり方

	造林公社の役割	滋賀県の役割
分収契約および調停条項の履行	<ul style="list-style-type: none"> ・分収造林事業等の継続と契約に基づいた伐採 ・事業を通じた農山村経済の基盤の確立 ・土地所有者や県民、下流社員への説明責任 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な指導・助言および支援
公益的機能の持続的発揮	<ul style="list-style-type: none"> ・森林整備を通じた公益的機能の維持 ・事業地の針広混交林化 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境林整備事業の継続 ・シカ被害軽減のための個体数調整等の対策の継続
県産木材の生産と販売	<ul style="list-style-type: none"> ・現場条件に応じた合理的な伐採 ・事業地の集約化による低コスト化 ・林内路網整備、機械化 ・木材需要に応じた販売、有利な販路の開拓 	<ul style="list-style-type: none"> ・「滋賀もりづくりアカデミー」等を通じた林業就業者の育成・確保 ・県内木材加工流通体制の整備 ・県内木材需要の喚起
地域社会への貢献	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を通じた継続的な雇用創出 ・林業経営者や林業技術者の人材育成 ・森林経営管理制度等への寄与 ・民間企業等の社会貢献活動との連携 ・J-クレジット制度の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・天然更新や針広混交林化等の調査や研究

③ 公社林経営管理主体の比較

造林公社は、他県の公社とは異なり、琵琶湖の水源林を維持管理しているという大きな役割があることを認識し、県営林化すると、事業の透明性が確保されなくなることから、公社による事業を継続する。

		公社林存続	県営林化
メリット	財政負担	<ul style="list-style-type: none"> ・無利子貸付に係る特別交付税措置 ・契約変更等に対する国庫補助金 ・琵琶湖森林づくり県民税の活用 	—
	公益的機能	<ul style="list-style-type: none"> ・公益的機能の発揮 ・針広混交林化を目指した伐採 ・環境林整備事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・公益的機能の発揮
	林業振興	<ul style="list-style-type: none"> ・山村地域における雇用の確保 ・林業技術者の技能向上機会の創出 	<ul style="list-style-type: none"> ・山村地域における雇用の確保 ・林業技術者の技能向上機会の創出
	事業実施	<ul style="list-style-type: none"> ・財務管理の透明性の確保 ・柔軟で自由な木材販売の実施 ・柔軟で自由な委託発注の実施 ・民間企業からの受託事業の実施 ・全国組織として国への要望の展開 ・現場や土地所有者等の情報集積・活用 ・隣接の個人有林との連携 	—
デメリット	財政負担	<ul style="list-style-type: none"> ・財政的・人的支援の継続 ・貸付金償還の不確実性 	<ul style="list-style-type: none"> ・代物弁済による消費税 ・無利子貸付に対する特別交付税措置の喪失 ・契約変更等に対する国庫補助金の適用範囲除外 ・国庫補助金残額の全額負担 ・県営林事業の人的費・管理費の負担 ・債権の消滅
	公益的機能	—	<ul style="list-style-type: none"> ・皆伐後の未植栽地の増加 ・環境林整備事業の適用範囲外
	林業振興	—	—
	事業実施	—	<ul style="list-style-type: none"> ・関係下流団体・県民・土地所有者からの信頼低下 ・土地所有者の同意と契約変更 ・財務管理が不透明 ・法令・規則に基づく財産処分（適期の木材販売が困難） ・国への制度改善要求の機会の減少 ・現場や土地所有者等の情報の再構築

審議会スケジュール（予定）

（諮問内容）

滋賀県の森林・林業行政における

一般社団法人滋賀県造林公社の公益的役割について

回次	開催日	審議事項
第1回	R6.1.17	○造林公社の概要 ○前回あり方検討（公社造林のあり方）の振り返り
第2回	（調整中）	○これまでの経営改善に向けた取組 ○林業・木材産業を取り巻く社会情勢の変化
第3回	—	○社会情勢の変化を踏まえた公社造林のあり方
第4回	—	○全国的な森林管理手法（事例検証） ○公益的側面から見た公社の役割や効果
第5回	—	○今後の造林公社の公益的役割
第6回	—	○審議総括、答申案
（答申）	R7.3	

（答申の活用）

審議会からいただく答申の内容を踏まえ、令和7年度に滋賀県造林公社第4期中期経営改善計画を策定する。